

仕 様 書

1 業務名

有害鳥獣駆除捕獲物処理その他業務

2 業務の目的

有害鳥獣による被害は、もはや自然の猛威によって生じる災害と同視し得るような深刻な状況にあり、有害鳥獣の駆除を今まで以上に確実かつ効率的に行っていく必要があるが、駆除の担い手となっている農家の減少や高齢化が顕著である。

こうした状況を踏まえ、本市の被害者駆除農家（以下「農家」という。）や有害鳥獣駆除班（以下「駆除班」という。）が捕獲した有害鳥獣の焼却施設等までの運搬のほか、本業務の効果や課題に関する調査等を行い、農家及び駆除班の負担軽減と今後の効率的な業務の実施を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

4 履行場所

市内一円及び本市周辺の市町

5 業務内容

本市の鳥獣等捕獲許可を受けた被害者駆除農家又は本市が有害鳥獣の捕獲を委託する有害鳥獣駆除班が、箱わな、囲いわな等で捕獲した有害鳥獣（イノシシ、シカ、サル）の引取りを行い、焼却施設、別途、発注者が指示する市内又は本市周辺の市町のジビエ処理加工施設（以下「ジビエ施設」という。）までの運搬を行う。

あわせて、被害者駆除農家及び有害鳥獣駆除班の負担軽減の効果や取組の課題を把握するためのアンケート調査、箱わな等の捕獲状況等の追跡調査を行う。

なお、捕獲物の引取り及び運搬を実施する期間は、令和7年4月1日から同年10月30日までの計213日間とし、5(11)については、令和7年11月及び同年12月に実施するものとする。

(1) 電話受付センターの設置及び運営

捕獲物の引取り及び運搬を実施する全期間において、別途、発注者が提示する登録農家等から、捕獲物の引取り依頼に係る電話連絡を受け付けるための固定回線による専用窓口を設置するとともに、電話受付の専従職員を配置し、毎日、午前8時から午前12時までの4時間体制で運営すること。

なお、電話受付の時間外については、受付時間（午前8時から午前12時まで）を案内する自動音声を流すこと。

(2) 捕獲物の引取り及び運搬に係る従事者の配置

3班体制（1班当たり2名）の計6名が従事すること。

また、本業務の実施に当たり、速やかに従事する者の名簿を発注者へ提出すること。

なお、従事者が従事する時間については、午前9時から午後3時までの常勤とする。

(3) 装備品の準備

捕獲物の引取りから運搬までの作業に必要な装備品は、受注者が全て準備すること。

(4) わなの管理

従事時間内は、登録されたわなの見回りを行い、捕獲物の引取りの要請があった場合には、一旦わなの見回りを中止し、捕獲物の引取りの対応を行うこと。また、わなの所有者からその管理に関する要望があった場合には、従事時間の範囲内で可能な内容に限り対応すること。

(5) 捕獲物の引取り依頼に係る受付及び引取り時間の伝達

登録農家等から捕獲物の引取り依頼があった場合、電話受付センターは、登録農家等へ捕獲物の引取り予定日時の目安を伝えること。

なお、引取り時間は、原則午前9時から午後1時までの間とする。

(6) 広島市有害鳥獣駆除班への止めさしの依頼

電話受付センターは、5(5)の依頼に基づき、必要に応じて、「広島市有害鳥獣駆除班」へ止めさしを依頼すること。

ただし、ジビエ施設へ捕獲物を搬入する場合、ジビエ事業者と止めさしについて調整を図ること。

(7) 捕獲物の引取り及び引取り完了の連絡

5(5)の依頼に基づき、箱わな等が設置されている現地へ従事者を派遣し、捕獲物の引取り及び引取りに必要となる作業を行うこと。

ただし、ジビエ事業者が現地で捕獲物を引き取る際には、当該事業者に対応を引き継ぐこと。

捕獲物の引取りが完了した後、引取り依頼のあった登録農家等へその旨を伝えること。

(8) 捕獲物の確認等

捕獲物の引取りを行う際に、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲方法」（別記様式参照）に基づき、現地で捕獲物の性別（雌雄の別）の確認、成獣又は幼獣の確認、捕獲個体の体長の計測（シカに限る。）、個体の向き確定、個体へのマーキング及び証拠写真の撮影を行うとともに、シカに限り、証拠物（尻尾）を保管すること。

なお、捕獲時に尻尾が欠損している場合は、欠損していることが証明できる写真で代用可とする。

(9) 捕獲物の運搬及び処理

引き取った捕獲物は、受注者が準備した運搬車両により環境局安佐南工場（広島市安佐南区伴北四丁目3990）等の焼却施設又は別途、発注者が指示するジビエ施設まで運搬し、処理を依頼すること。

なお、捕獲物の運搬先の決定については、別途、発注者が指示を行うものとする。

また、受注者は1班につき1台以上の運搬車両を使用するとともに、1台ごとに事業所、現地、焼却施設又は別途、発注者が指示するジビエ施設を経て、事業所へ戻るまでの運搬に要した距離及び時間を記録しておくこと。

さらに、捕獲物の処理に当たっては、焼却時に限り、別途、本市が発行する「固形状一般廃棄物焼却処分申請書」を焼却施設へ提示し、手数料減免の処理を受けること。

あわせて、焼却施設が発行する搬入伝票を受領し、これを保管しておくとともに、ジビエ施設が発行する受領書等を受領し、これを保管しておくこと。

(10) 有害捕獲確認書の作成

本市職員の指示に基づき、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」（別記様式参照）を作成すること。

(11) 課題及び効果等の抽出

ア アンケート調査の実施

別途発注者が提示する項目について、原則、全ての登録農家を対象として、対面により登録農家へ聞き取り調査を行い、その結果を集計し、報告書を作成すること。

イ 箱わな等の追跡調査

別途、発注者が指示する登録農家等の箱わな等について、管理、稼働及び捕獲状況のほか、回転率（箱わな等1基当たりの捕獲数）を把握するため、箱わな等の仕掛け開始から捕獲に至るまでの間隔について聞き取り調査を行い、報告書を作成すること。

ウ 課題点等の整理

登録農家等からの聞き取りや、本業務に携わっての経験等から、農家による被害者駆除等の課題点（駆除従事者の高齢化に伴う担い手の減少、管理されていない箱わな等の管理状況等）の整理を行い、報告書を作成すること。

(12) 関係者との連携

本業務の実施に当たり、捕獲物の止めさしを担う「広島市有害鳥獣駆除班」と緊密な連携を図ること。

(13) その他の対応

発注者から野生鳥獣による出沒等の相談があった場合には、従事時間の範囲内で可能な内容に限り対応すること。

6 保険の加入

当該業務の実施に当たり、各種保険に加入すること。特に、第三者に損害を与えるなど、不測の事態に備え、対人及び対物が対象となる保険に加入すること。

7 成果品の提出

実施報告書を月ごとに取りまとめ、4月及び5月分は6月14日までに、6月分以降は月ごとにそれぞれ翌月14日までに成果品として発注者へ提出すること。

なお、実施報告書は次に掲げる項目及び内容を盛り込むものとする。

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 実施報告書（鑑） | 業務名、履行場所、履行期間、完了年月日、委託契約金額 |
| 電話受付センター | 設置及び運営状況を確認できる書類 |
| 捕獲物の運搬及び処理 | ・作業日報（作業日時、作業内容、従事者氏名、特記事項） ・作業写真（従事者、作業状況） ・箱わな等の登録番号、電話受付日時、現場対応日時等を記 |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲物の写真（捕獲時の状況、焼却施設又はジビエ施設搬入時の状況） ・焼却施設が発行する搬入伝票の写し又はジビエ施設が発行する受領書等の写し ・捕獲物の運搬に要した距離及び時間（1台ごと） |
| <p>捕獲物の確認等 （イノシシ及びシカに限る。）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・証拠品（尻尾）の現物（シカに限る。） ・証拠写真（捕獲個体の体長の計測（シカに限る。）、個体の向きの確認、個体へのマーキング、看板の作成、切り取る前の証拠品（尻尾） ・「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」（別記様式） <p>いずれも、捕獲区域を管轄する区役所担当課へ提出</p> |
| <p>その他</p> | <p>別途協議により決定</p> |

8 その他

- (1) 受注者は発注者と緊密に連携を取りながら、本業務を実施すること。
- (2) 受注者は契約締結後、速やかに実施計画書（任意の様式）を発注者へ提出すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、受注者は知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解がなければ、一切の他言、公言及び貸与をしてはならない。なお、本業務終了後に、収集した情報は全て適正に破棄すること。
- (4) 受注者は広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (5) 本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- (6) 本業務の実施に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守すること。
- (7) 受注者は近隣住民の生活に配慮し、捕獲物の血液等の飛散、流出及び悪臭を抑えることに最大限配慮すること。
- (8) 運搬車両及び運搬容器は、捕獲物の血液等の飛散、流出及び悪臭の恐れがないものであること。
- (9) 作業場所周辺における事故に十分注意すること。
- (10) 捕獲物の引取りから運搬までの作業を行う従事者の服装は、清潔の保持に努めること。
- (11) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は全て受注者の責任において処理すること。
- (12) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が協議の上で定めるものとし、受注者は協議後に協議録を作成し、発注者に提出すること。